

塗膜中のPCB等含有量分析

大型鋼構造物の塗装工事や解体工事等の際は、塗膜中のPCB、鉛等有害物質の事前調査が必要です。



PCB、鉛等有害物質の含有が不明な大型鋼構造物塗装は、塗装工事や解体工事を行う前にPCB、鉛等有害物質の含有量を分析により調べる必要があります。

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によりPCB廃棄物は2026年度末までの処理が義務付けられています。

当社は塗膜中PCB等各種分析において豊富な経験があり、PCB含有時の塗膜くず等PCB汚染物処分に関しても多数の処分支援実績があります。

PCB等、有害物質の含有量分析についての重要性

作業環境上

- ・周辺環境への有害物質飛散
 - ・作業者の有害物質暴露リスク
- 基準濃度を超える場合は、施工開始にあたり飛散防止措置及び作業者保護の対策が必要です。
※特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則等で、基準濃度が定められています。

PCB廃棄物処分

塗膜中のPCB含有量が**0.5mg/kgを超えた場合**、「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について」によりPCB廃棄物に該当し、廃棄物処理法に基づき適正に処分する必要があります。

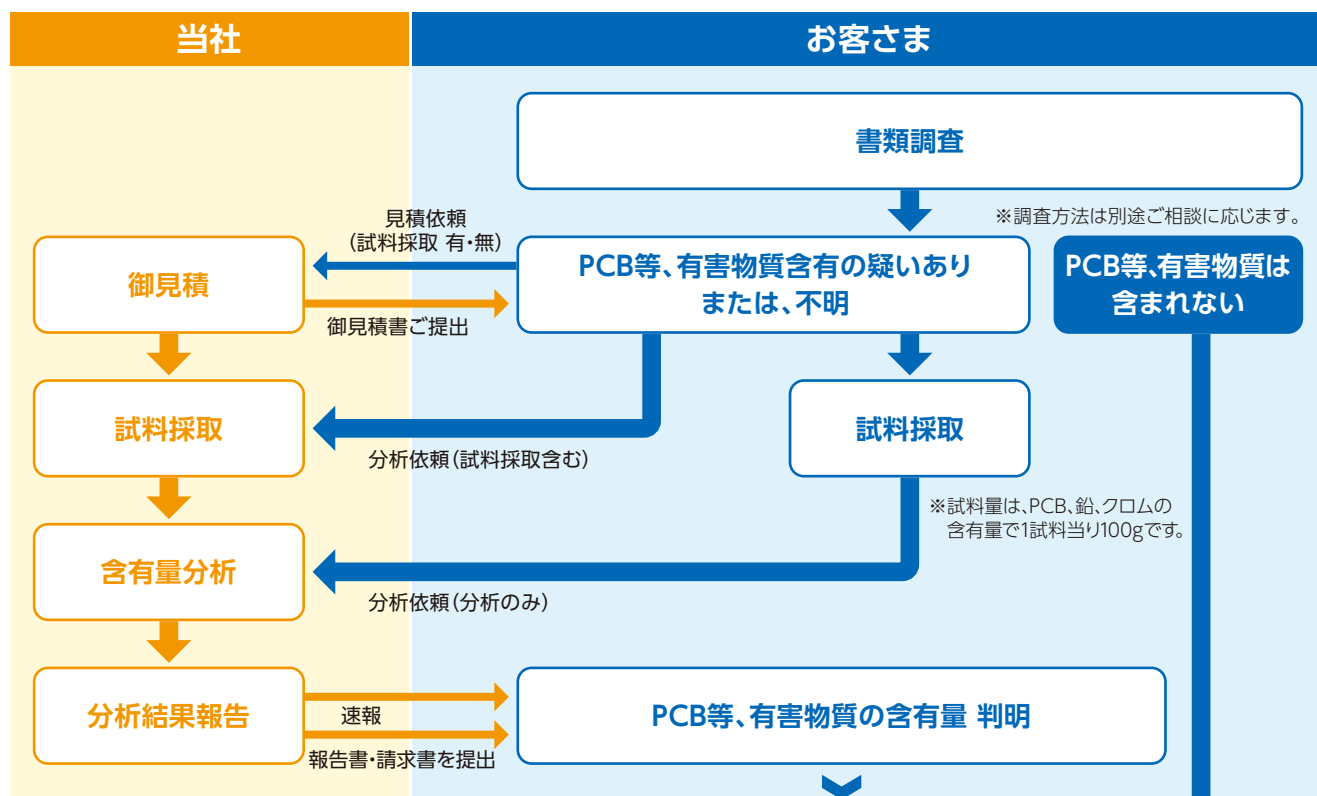
▶ 当社の測定方法

塗膜中の各種含有量分析(作業環境上の事前調査およびPCB廃棄物処分のために行う分析です)

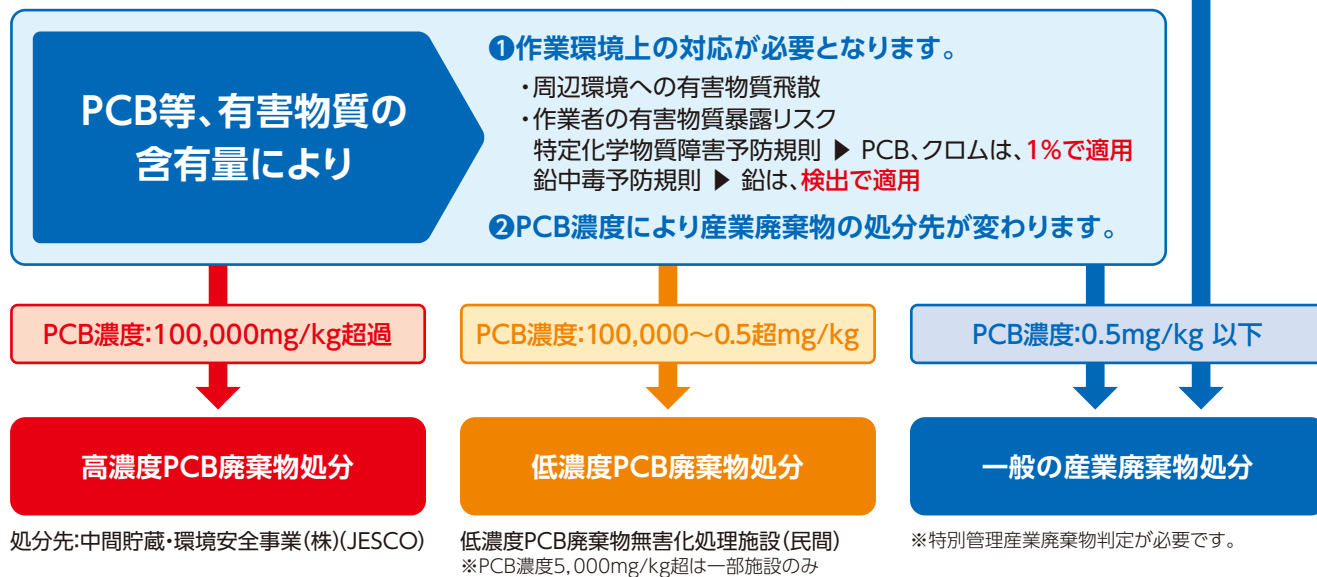
分析項目	測定方法
PCB	低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第5版)第2章-8. 塗膜くず(含有量試験)GC/QMS法
鉛	JIS K 5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント
クロム	同上

PCB廃棄物として処分しない場合でも
特別管理産業廃棄物判定を行う必要があります。
当社はその場合でも責任を持って分析に対応いたします。

▶ 塗膜中のPCB等、有害物質の事前調査と分析結果判定について



廃棄処分についてもご相談ください。



高濃度PCB廃棄物はすべてのエリアで、処分期間を終了しました。
分析の結果、高濃度PCB廃棄物と判明した場合は早期に自治体およびJESCOへ連絡してください。

テクノ中部は分析だけでなく、試料採取から処分まで一貫したサービスで、
お客さまのご負担を最小限にPCB廃棄物処分を支援します。

